

市民後見人養成事業の現状と今後の 方向性について

熊本市障がい福祉課

市民後見人養成事業の現状

R8年度市民後見人養成講座受講者数：19名

新規受講者
(熊本市のみ)：13名

市外受講者：1名

前年度補講者：5名

●市民後見人養成講座受講修了者の活動状況

**日常生活自立支援事業
支援員数**

19名
(昨年度比 +1名)

法人後見協力員数

11名
(昨年度比 -2名)

市民後見バンク登録者数

22名
(昨年度比 +5名)

**これまで選任された
市民後見人数**

10名
(R7年度末に新規1名選任)

**現在活動している
市民後見人数**

6名

**R8年度市民後見人
推薦予定者数**

1名

R7年度第2回成年後見制度利用促協議会 でのご意見

①市民後見人養成講座では、欠席時に補講制度があるが、グループワークを含む講義は補講で代替できないため、欠席した場合は翌年度に再受講する必要があるが、事前にどの講義にグループワークが含まれているかの周知がされていない。

②担い手の確保について、量産というわけではないが数を確保していくことは必要ではないか。

③市民後見人の養成について、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等）がもつケースとの連携等の案が出ているが、市民後見人自身の意見等も聞いておく必要があるのではないか。

R7年度協議会でのご意見への対応報告（1）

①事前説明会にてグループワークがある講義の周知

➡ 事前説明会にてグループワークがある講義を事前に周知し、参加者へスケジュールを確保していただくよう依頼。



②市民後見人養成講座への参加数増加を目指し、周知方法を追加

➡ 新たに熊本市公式LINEによる本講座の事前説明会の案内を行ったところ、34名の応募があり、**昨年度より11名増加。**



R7年度協議会でのご意見への対応報告（2）

③市民後見人への聞き取り



専門職（弁護士等）のケースを持つ場合、書類の作成や相談が気軽にできるのが不安。



市民後見人養成講座の時から社協の職員さんとは関りがあるため、困ったことがあれば相談しやすい関係ができています。専門職ではないため、社協のバックアップがあるからこそ安心して活動できている。



研修で登記後や死亡時の事務処理などは学んでいるが、実際の事務処理は社協が行っている。いきなり社協の手が離れて独立することはハードルが高く感じる。現在2件受任しているが、訪問頻度によっては追加で受任することは可能。

今後の対応について

- ① 今後も市民後見人養成講座に参加がしやすいスケジュール調整や事前の講座案内を行っていく。
- ② 本講座の受講者の獲得のため、他のSNS等を活用した新たな周知方法の検討や、熊本県警OB、保護司団体など、これまで案内を行っていない関係団体へ開催案内の検討を行う。
- ③ 市民後見人の単独受任時の課題（保険加入や後見監督人（市社協）による支援が可能か等）や、経験・対応力に応じた支援体制のあり方について他自治体の対応事例の情報収集などを行う。

市民後見人についての更なる取り組みの方向性について、
第2回成年後見制度利用促進協議会にて検討する。